

象の鼻地区における水域利用のあり方について

平成19年8月

象の鼻地区水域利用検討委員会

はじめに

象の鼻地区は、横浜港発祥の地としてのみならず、近代日本の土木史、港湾史において歴史的評価の高い場所である。平成21年に迎える横浜港開港150周年を契機として、同地区は横浜港発祥の地としての貴重な歴史性や象徴性を活かしながら、賑わいや交流の場を生み出す魅力的な空間として生まれ変わろうとしている。

一方で、象の鼻地区の水域利用については、本年6月に策定された「横浜港の適正な水域利用方針」において、「市街地に隣接し、歴史的な資産や特徴ある景観、さらには、静穏な水域をあわせもつ觀光や交流の拠点となっていることから、市民に開かれたウォーターフロントの形成を進めるため、貴重な水際線、水域の市民利用を推進する」内港地区として位置づけられている。その具体的な水域利用にあたっては、背後の土地利用や港湾機能の整合性などを踏まえて総合的に判断することとなっている。

本検討委員会は、「横浜港の適正な水域利用方針」を踏まえつつ、横浜にとって重要な歴史的な遺産であるこの地区をどのように市民に公開していくかという意識をもって、再整備後の象の鼻地区にふさわしい水域利用のあり方を示すため、本年6月に設置された。

この提言は、本検討委員会での2回の議論をとりまとめたものであり、今後はこれを参考に、横浜市において象の鼻地区における水域利用計画の策定に取り組まれるとともに、この場所が市民にとって、横浜の歴史と未来をつなぐ象徴的な空間となることを期待する。

平成19年8月

象の鼻地区水域利用検討委員会
委員長 柴山 知也

象の鼻地区水域利用検討委員会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

	氏 名	所 属 等
委員長	しば やま とも や 柴 山 知也	横浜国立大学大学院工学研究院教授
委 員	かのう まさ よし 狩野 匡由	横浜回漕協会専務理事
委 員	き べ ゆき むら 木 部 行 村	京浜フェリーポート株式会社代表取締役社長
委 員	たつみや まこと 辰巳屋 誠	横浜海上保安部航行安全課長
委 員	なか じま よし おみ 中嶋 義 臣	市民委員
委 員	ふじ き こう た 藤木 幸 太	横浜港運協会副会長
委 員	ふるどい けん 古土井 健	国土交通省関東地方整備局港湾計画課長

象の鼻地区水域利用検討委員会 検討経過

第1回委員会 平成19年6月26日(火)

- (1) 象の鼻地区再整備の事業概要と事業の進捗状況
- (2) 象の鼻地区の水域利用のあり方の検討

第2回委員会 平成19年7月30日(月)

- (1) 象の鼻地区における水域利用のあり方のとりまとめ
- (2) 係留する船舶事業者等による協議会
- (3) 放置艇等対策(港湾法第37条の3)

1 水域利用の基本的な考え方

「市民が利用する船舶を中心としつつ港の業務活動との調和がとれた水域活用を図る」

(1) 水上交通や港内観光の発着機能など市民利用の導入及び促進を図る

- 象の鼻地区水域の背後においては、港や海を見渡す緑のオープンスペースの整備などにより、これまで港の業務活動の場であった空間が、市民利用を中心とした場に転換しようとしており、水域についても、可能な限り市民利用を中心とした機能に転換していく必要がある。
- 山下公園からみなとみらい地区に至るウォーターフロント軸と日本大通りから大さん橋国際客船ターミナルに至る開港シンボル軸の結節点に位置するほか、鉄道(みなとみらい線)、バス等との連絡も容易な場所にあることから、水上交通や港内観光の発着場所として利用促進すべき位置にある。
- 港湾計画において、水上交通拠点の新設が位置付けられている。
- 象の鼻地区水域は、都心部に残る静穏な水域エリアとして市民利用の要望も強い。

(2) 港の活動を支える役割を尊重する

- 横浜港発祥の地である象の鼻地区は、時代の要請によりその役割を変えつつも常に港の活動を支えてきた重要な地区であり、その歴史性を尊重するためにも、港の業務活動の場としての機能を当面維持していく。
- 象の鼻地区については、市内外から多くの来街者が訪れる水辺空間として、復元される防波堤や石積護岸、係留する船舶等を通じて、「象の鼻の歴史性」や「港の情景」などの景観演出が求められている。

(3) 安全に水域を利用する

- 「横浜港の適正な水域利用方針」では、象の鼻地区を含む内港地区は多くの項目で市民利用がふさわしい水域としてゾーニングしているが、象の鼻地区は、水域が狭いことから、水域の安全な利活用を考えた場合、この地区にふさわしい水域利用を特定する必要がある。
- この狭い水域内において、多くの船舶の出入りや係留、市民利用イベントが想定されることから、安全性を高めるためにも、係留する事業者等で船舶事業者等協議会を組織し、日常の管理やイベントへの協力など水域の利用や運営、安全に関するルールづくりを行う必要がある。

2 水域の利用計画案（当面）

(1) 象の鼻地区水域を利用し、係留できる船舶

○水上交通や港内観光などの「市民利用に供する船舶」及び「港の活動を支える業務船」が利用し、係留する場所とする。ただし、荒天時における一時避難係留場所としても利用することとする。

(2) 市民利用に供する船舶

○水上交通や港内観光など市民が利用できる船舶の利用・係留を促進するため、海上運送法に基づき、国土交通大臣の許可を得て一般旅客定期航路事業または旅客不定期航路事業（通船を含む）を営んでいる者のうち、次の要件を満たす場合、ポンツーンを設置し係留ができるものとする。

- ・航路毎に申請している使用船舶のみを係留すること
- ・係留する事業者等により組織する船舶事業者等協議会に入会し、水域の日常的な管理、運営に協力すること
- ・横浜港に船籍を置き、船舶安全法に基づく航行できる要件を備えている船舶であること
- ・横浜港内の業務実績の高い船舶であること

（該当する船舶が多い場合は、象の鼻地区における業務実績を勘案する）

(3) 港の活動を支える業務船

○小型船（業務船）だまり計画を推進する「横浜市」と横浜港の運営の一翼を担っている「横浜港運協会」がポンツーンを設置し、これまで横浜港の発展に貢献してきた業務船の係留機能を確保する。なお、両ポンツーンの管理及び運営については、「横浜港運協会」が行うこととする。

○係留船舶については、次の条件を満たすものとし、横浜港運協会が横浜市と協議の上決定する。なお、業務実績に応じて適宜見直すこととする。

- ・係留する事業者等により組織する船舶事業者等協議会に入会し、水域の日常的な管理、運営に協力すること
- ・横浜港に船籍を置き、船舶安全法に基づく航行できる要件を備えている船舶であること
- ・横浜港内の業務実績の高い船舶であること

（該当する船舶が多い場合は、象の鼻地区における業務実績を勘案する）

(4) ポンツーンの配置

- 大さん橋ふ頭東西護岸（旧大さん橋ふ頭東西物揚場）の前面については、都心臨海部の水上交通の拠点（横浜駅東口、ふかり桟橋、山下公園等）を連絡する観光旅客船及び港内遊覧船等の発着場所とし、専用のポンツーンを設置する。
- 西波止場護岸及び大さん橋ふ頭2号護岸（大さん橋ふ頭2号物揚場）の前面水域については、シーバスと同規模の船舶が旋回できる水域を除く範囲において、最大8基のポンツーンを設置する。
- 象の鼻地区に係留する船舶は全てポンツーンを介して係留するものとし、1基あたり最大4隻とする。

(5) その他の市民利用計画

- 水域が狭く船舶の航行も常時あることから、商業的レクリエーション施設については、原則禁止とするが、ビジターバース等の利用については、船舶事業者等協議会と協議の上、航行安全が確保されることを条件に認める。
- イベント等の一時的なローボート・カヌー等の利用については、周辺の水域と役割分担しての利用を検討する。

3 将来的な方向性

象の鼻地区は、交通利便性が高い交流の場となることから、横浜港内における小型船（業務船）の係留機能の確保を進め、市民が利用できる旅客船や港内遊覧船などの船舶が利用・係留できる水域への転換を目指すこととする。

【参考】水域の市民利用計画について

本年6月に策定された「横浜港の適正な水域利用方針」において、内港地区で水域の市民利用計画がふさわしい項目について、象の鼻地区での考え方を整理した。

内港地区で水域の市民利用計画 がふさわしい項目	象の鼻地区水域での考え方
<u>ア 水上交通</u> (水上タクシー、水上バスの係留施設) (通船乗降客の便益施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・観光旅客船及び港内遊覧船等の発着場所を設置する。 ・将来的には、市民が利用できる旅客船や港内遊覧船などの船舶が利用・係留できる水域への転換を図る。
<u>イ ビジターバース、クルーズさん橋</u> (便益施設、利用者の便益施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶事業者等協議会と協議した上で、航行安全が確保されれば可能である。 ・但し、この場所を利用する事情がある場合のみビジャーバース的利用を行う。
<u>ウ 商業的レクリエーション施設</u> (水上レストラン等の飲食施設、レクリエーションボート乗り場等)	<ul style="list-style-type: none"> ・水域が狭く船舶の航行も常時あることから、原則禁止とする。
<u>エ 海を感じることができる施設</u> (親水プロムナード、デッキ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾緑地において、親水プロムナードを整備する。
<u>オ イベント、競技、訓練等の一時的な利用</u> (ボート天国、水上パレード等) <u>静穏な水域での遊び、教室</u> (ローボート、カヌー、カッター等)	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶事業者等協議会と協議した上で、航行安全が確保されれば可能である。 ・イベント時における一時的な利用については、周辺の水域と役割分担しての利用を検討する
<u>カ 環境への取組み</u> (水質浄化、自然環境の保全・再生等)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組内容については、引き続き検討する。

水域利用の基本的な考え方

「市民が利用する船舶を中心としつつ 港の業務活動との調和がとれた水域活用を図る」

1 水上交通や港内観光の発着機能など市民利用の導入及び促進を図る

- 象の鼻地区水域の背後においては、港や海を見渡す緑のオープンスペースの整備などにより、これまで港の業務活動の場であった空間が、市民利用を中心とした場に転換しようとしており、水域についても、同様に市民利用を中心とした機能に転換していく必要がある。
- 山下公園からみなとみらい地区に至るウォーターフロント軸と日本大通りから大さん橋国際客船ターミナルに至る開港シンボル軸の結節点に位置するほか、鉄道(みなとみらい線)、バス等との連絡も容易な場所にあることから、水上交通や港内観光の発着場所として利用促進すべき位置にある。
- 港湾計画において、水上交通拠点の新設が位置付けられている。
- 象の鼻地区水域は、都心部に残る静穏な水域エリアとして市民利用の要望も強い。

2 港の活動を支える役割を尊重する

- 横浜港発祥の地である象の鼻地区は、時代の要請によりその役割を変えつつも常に港の活動を支えてきた重要な地区であり、その歴史性を尊重するためにも、港の業務活動の場としての機能を当面維持していく。
- 象の鼻地区については、市内外から多くの来街者が訪れる水辺空間として、復元される防波堤や石積護岸、係留する船舶等を通じて、「象の鼻の歴史性」や「港の景情」などの景観演出が求められている。

3 安全に水域を利用する

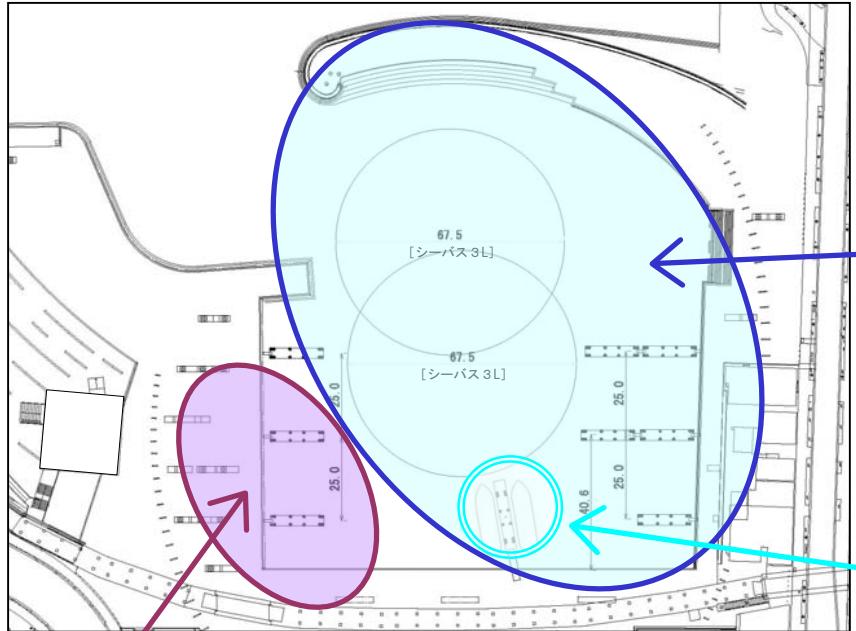
- 「横浜港の適正な水域利用方針」では、象の鼻地区を含む内港地区は多くの項目で市民利用がふさわしい水域としてゾーニングしているが、象の鼻地区は、水域が狭いことから、水域の安全な利活用を考えた場合、この地区にふさわしい水域利用を特定する必要がある。
- この狭い水域において、多くの船舶の出入りや係留、市民利用イベントが想定されることから、安全性を高めるためにも、係留する事業者等で船舶事業者等協議会を組織し、日常的な管理やイベントへの協力など水域の利用や運営、安全に関するルールづくりを行う必要がある。

将来的には・・

象の鼻地区は、交通利便性が高い交流の場となることから、横浜港内における小型船（業務船）の係留機能の確保を進め、市民が利用できる旅客船や港内遊覧船などの船舶が利用・係留できる水域への転換を目指すこととする。



水域利用計画案（当面）



港の活動を支える業務船

- 小型船（業務船）だまり計画を推進する「横浜市」と横浜港の運営の一翼を担っている「横浜港運協会」がポンツーンを設置し、これまでの横浜港の発展に貢献してきた業務船等の係留機能を確保する。なお、両ポンツーンの管理及び運営については、「横浜港運協会」が行うこととする。
- 係留船舶については、次の条件を満たすものとし、横浜港運協会が横浜市と協議の上決定する。なお、業務実績に応じて適宜見直すこととする。
 - ・係留する事業者等により組織する船舶事業者等協議会に入会し、水域の日常的な管理、運営に協力する
 - ・横浜港内の業務実績が高い船舶
 - ・横浜港に船籍を置き、船舶安全法に基づく航行できる要件を備えている船舶

水上交通や港内観光など 市民利用に供する船舶

水上交通や港内観光など市民が利用できる船舶の利用・係留を促進するため、海上運送法に基づき、国土交通大臣の許可を得て一般旅客定期航路事業または旅客不定期航路事業を営んでいる者（通船を含む）のうち、次の要件を満たす場合、ポンツーンを設置し係留ができるものとする。

- 航路毎に申請している使用船舶のみを係留すること
- 係留する事業者等により組織する船舶事業者等協議会に入会し、水域の日常的な管理、運営に協力すること
- 横浜港内での業務実績が高い船舶であること
- 横浜港に船籍を置き、船舶安全法に基づく航行できる要件を備えている船舶であること

観光旅客船及び港内遊覧船等の発着場所

その他の市民利用計画

- 水域が狭く船舶の航行も常時あることから、商業的レクリエーション施設については、原則、禁止とするが、ビジターバース等の利用については、船舶事業者等協議会と協議の上、航行安全が確保されることを条件に認める。
- イベント等における一時的なローボート・カヌー等の利用については、周辺の水域と役割分担しての利用を検討する。